

記者発表資料

平成29年12月26日

【問い合わせ先】

熊本県後期高齢者医療広域連合

士野（事務局長）・鶴田（事務局次長）

電話番号 096-368-6511

報道機関 各位

マッサージの施術に係る療養費の不正請求事案について

標記の件につきまして、県内のマッサージ施術所において、不正な請求に基づく療養費受給事案があり、下記のとおりに対応を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 不正請求をおこなった者

熊本市東区尾ノ上1丁目1-8-1F

マッサージケアセンターひかり

（現屋号：訪問マッサージ絆里（ばんり））（代表者 草野麻美）

2. 不正請求の内容

①同一施術日の訪問内容を複数日に分散して往療料を申請

・施術した施術内容を複数回に分割し、未実施の施術日を追加水増しし、不正な申請内容による保険請求を行った。

②同一施設での複数人への施術時の個別申請

・複数患者が入所している同一施設内での施術時に、算定できない個別の往療料を別の施術師が施術したように算定し保険請求を行った。

③未実施の温罨法料を申請

・施術患者へ実施していない温罨法料を加算し保険請求を行った。

3. 不正受給事案への対応

代理受領の取扱い中止

期間 平成29年12月26日から5年間

4. 不正受給額

2,699,239円

（平成26年8月～平成27年9月申請分 内被保険者89名・633件）

※なお、12月20日に示談が成立し、不正受給した全額を返還済である。

## 5. 広域連合長コメント

不正請求があったことは、誠に遺憾であり、今回のような不正請求事案に対しては、厳正に対処してまいります。

今後も、不正請求の把握と防止に努めてまいります。

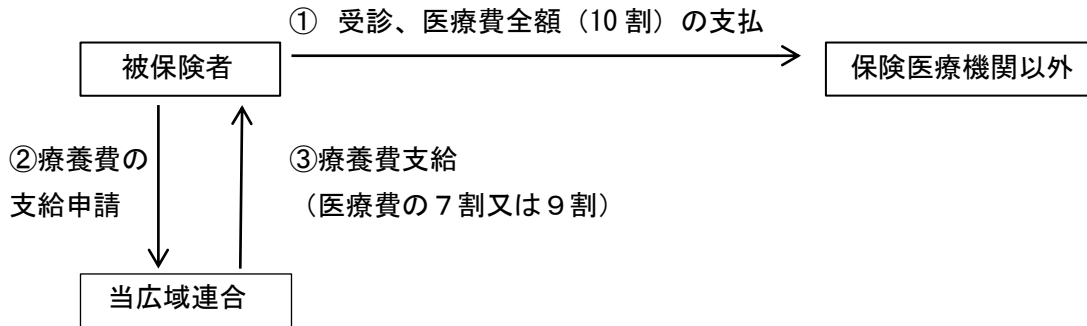
## 6. 経緯(主なもの)

- ・ H27年7月3日 不正請求についての情報提供。
- ・ H27年8～9月 広域連合により、特養等の施設に対する調査。
- ・ H28年1月7日 不正請求を認める施術所会議の内容のICレコーダの情報提供。
- ・ H28年1月13日 弁護士へ相談。
- ・ H28年1月29日 広域連合にて施術所代表者への聞き取り。
- ・ H28年2月 広域連合により、特養等の施設に対する調査。
- ・ H28年3月3日 弁護士へ相談。
- ・ H28年7月5日 熊本東警察署へ告訴状を提出。
- ・ H29年5月10日 東署より検察庁へ書類送検する旨の説明あり。
- ・ H29年10月20日 弁護士と今後の進め方について協議。
- ・ H29年11月28日 弁護士と今後の進め方について協議。

## 参考資料

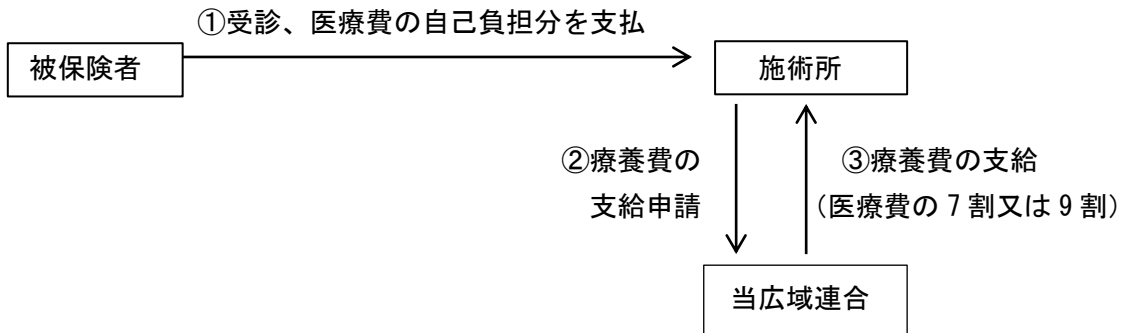
### 療養費について

療養費とは、被保険者が保険医療機関以外の医療機関等を受診した際に支払う医療費全額のうち、保険給付分（医療費の7割又は9割）を被保険者からの申請によって償還払いする方法である。結果として、被保険者は自己負担分（1割又は3割）のみを負担することになる。



### 代理受領について

当広域連合では、被保険者の負担軽減のため、被保険者本人が柔道整復、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術に係る療養費の受取を施術者に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認め、被保険者が自己負担分のみでこれらの施術所を受診できるようにしている。



### 往療料とは

往療料については、患者が「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること」（「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」厚生労働省保険局医療課長通知）と規定されており、施術所所在地又は施術師の住所地から施術場所までの直線距離で算定する。

なお、往療起点から施術場所までの距離が16キロを超えた場合は往療料のみならず、施術料についても算定不可となる。

また、同一家で一人の施術師が連続して複数の患者に対し施術を行った場合、往療料は一人の患者に対してのみ算定できる。

### 温電法とは

通常、ホットパックやマイクロ波・遠赤外線治療器を使用して患部を温める治療法。